

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	岐阜県 八百津町

## 八百津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八百津町役場農林課林業振興係  
所在地 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903-2  
電話番号 0574-43-2111  
FAX番号 0574-48-8621  
メールアドレス nourin@town.yaotsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岐阜県八百津町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	野菜・稲等	477千円	154a
ニホンザル	野菜・稲等	150千円	24a
ニホンジカ	稲・豆類等	69千円	68a
ハクビシン	いも類・豆類等	53千円	6a
アライグマ	野菜類	125千円	2a
タヌキ		0千円	0a
アナグマ		0千円	0a
カラス	野菜等	655千円	7a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>町内全域で年間を通してイノシシなどによる被害が発生しており、農産物のほか畦畔、農地の法面の堀崩しなどの被害が発生している。年々徐々に減ってはきているが、被害にあった農家の生産意欲減退に影響している。市街地においてはニホンザル、山間部ではニホンジカの出没がみられ、農産物などの被害も発生している。</p> <p>また、近年ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、及びカラス等の小型鳥獣が市街地・山間部問わず急増しており、これら鳥獣によるとみられる農作物被害も発生している。</p> <p>猟友会等により被害防止捕獲業務を実施しているが、鳥獣は行動範囲も広く、捕獲だけでは農産物の被害対策としては限界がある。</p>
--

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	476千円	153a	285千円	92a
ニホンザル	149千円	23a	89千円	13a
ニホンジカ	68千円	67a	41千円	40a
ハクビシン	52千円	153a	31千円	4a
アライグマ	124千円	2a	76千円	1a
タヌキ	0千円	0a	0千円	0a
アナグマ	0千円	0a	0千円	0a
カラス	654千円	7a	392千円	4a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町猟友会に被害防止捕獲業務を委託し、銃器及び檻等による捕獲を実施してきた。</li> <li>・ 捕獲活動経費の助成を行い猟友会の負担軽減を図ってきた。</li> <li>・ 国事業（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を活用した捕獲活動報償費支援。</li> <li>・ 第1種銃猟免許取得者に対する経費の助成を実施してきた。</li> <li>・ わな猟免許取得者に対する経費の助成を開始した。</li> <li>・ 捕獲鳥獣の処理方法で食肉解体施設等でのジビエ活用の選択を増やした。</li> <li>・ 貸し出し用の電気止め刺し器を購入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の高齢化及び減少により後継者の育成が課題。</li> <li>・ 捕獲後の処理方法の複雑化により従事者数が減少している。</li> </ul>

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止電気柵設置経費の一部を助成。(事業費の1/3以内、上限20,000円)</li> <li>・中山間地域直接支払制度による活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の農地への侵入防止という成果は得られているが、侵入防止柵の集落共同設置等に広域的な対策をどのように推進していくか。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザルの追払いを実施するため、被害地の農業者を中心にロケット花火を配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別での追払いのみではなく集落全体で対象鳥獣が農地や集落に近づかせない環境づくりに努める必要がある。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」について、ては、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

- ・侵入防止電気柵に対する町単助成、貸与捕獲罟の購入と、侵入防止電気柵・侵入防止金属メッシュ柵等の共同設置を推進する。
- ・農業者に鳥獣被害対策の知識を普及・活用した、被害を受けにくい農産物栽培を推進する。
- ・鳥獣を寄せ付けない環境づくり(耕作放棄地化の未然防止)の実施。
- ・狩猟免許の講習会の案内や免許取得者への経費補助制度など、取得を支援し、後継者の育成・増員を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・自治会長、農事改良組合長から有害鳥獣駆除依頼を受け、八百津町が猟友会に捕獲を委託し、捕獲員により銃器及び檻等で加害鳥獣を捕獲する。  
(八百津町猟友会員数 52名)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会と連携し銃器及び檻等で捕獲する。</li> <li>・ 鳥獣被害防止研修や狩猟免許所得の事前研修への参加を呼びかけ後継者の育成を支援する。</li> <li>・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施し、捕獲活動経費を支援する。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物被害報告のあるイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ及びカラス、そして近年被害防止捕獲が確認されているタヌキ、アナグマを対象に、農作物の被害状況及び捕獲申請に応じて、銃器及び檻等による被害防止捕獲を八百津町全域を対象に実施する。</li> <li>・ 令和元年 被害防止捕獲実績 イノシシ 14頭、ニホンザル 0頭、ニホンジカ 0頭、ハクビシン 15頭、アライグマ 16頭、タヌキ 2頭、アナグマ 1頭、カラス 72羽</li> <li>・ 令和2年 被害防止捕獲実績 イノシシ 105頭、ニホンザル 2頭、ニホンジカ 10頭、ハクビシン 49頭、アライグマ 40頭、タヌキ 17頭、アナグマ 3頭、カラス 47羽</li> <li>・ 令和3年 被害防止捕獲実績 イノシシ 102頭、ニホンザル 3頭、ニホンジカ 6頭、ハクビシン 11頭、アライグマ 18頭、タヌキ 24頭、アナグマ 11頭、カラス 36羽</li> </ul>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	250頭	300頭	350頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
カラス	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

- ・自治会長、農事改良組合長から駆除申請があった場合に銃器及び檻等にて捕獲する。
- ・捕獲の実施予定時期は年間とし、捕獲場所は八百津町全域とする。
- ・狩猟免許取得を促進し、担い手の確保に取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

有害鳥獣の捕獲手段は、ライフル銃以外の銃器及びわなを使用する。ただし、止め刺しに必要な場合または、令和4年度以前からライフル銃を使用して有害捕獲に従事していた者のライフル銃の使用を認める。実施期間は、鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間。対象区域は、八百津町全域。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和5年度～令和7年度
イノシシ	農家に対し電気柵の設置を推奨し、一部を補助する。 (電気柵30基分)
ニホンザル	農家に対し猿用ネットの設置を推奨し、一部を補助する。
ニホンジカ	農家への電気柵の設置を推奨し、一部を補助する。 (電気柵30基分)
ハクビシン	農家への電気柵の設置を推奨し、一部を補助する。 (電気柵30基分)
アライグマ	農家への電気柵の設置を推奨し、一部を補助する。 (電気柵30基分)
タヌキ	農家への電気柵の設置を推奨し、一部を補助する。 (電気柵30基分)
アナグマ	農家への電気柵の設置を推奨し、一部を補助する。 (電気柵30基分)
カラス	農家に対しネットの設置を推奨し、一部を補助する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和5年度～令和7年度
ニホンザル カラス	・花火等を使用し集落ぐるみの追払いを啓発する。
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	・農業者等を対象に適切な侵入防護柵の設置・維持管理を推奨する。

ハクビシン タヌキ アナグマ カラス	・農業者等を対象に適切な侵入防護柵の設置・維持管理を推奨する
-----------------------------	--------------------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ カラス	農業者等の地域連携意識向上を図り、耕作放棄地化を未然に防止するため、共同作業を行い、生息域を農地から切り離す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

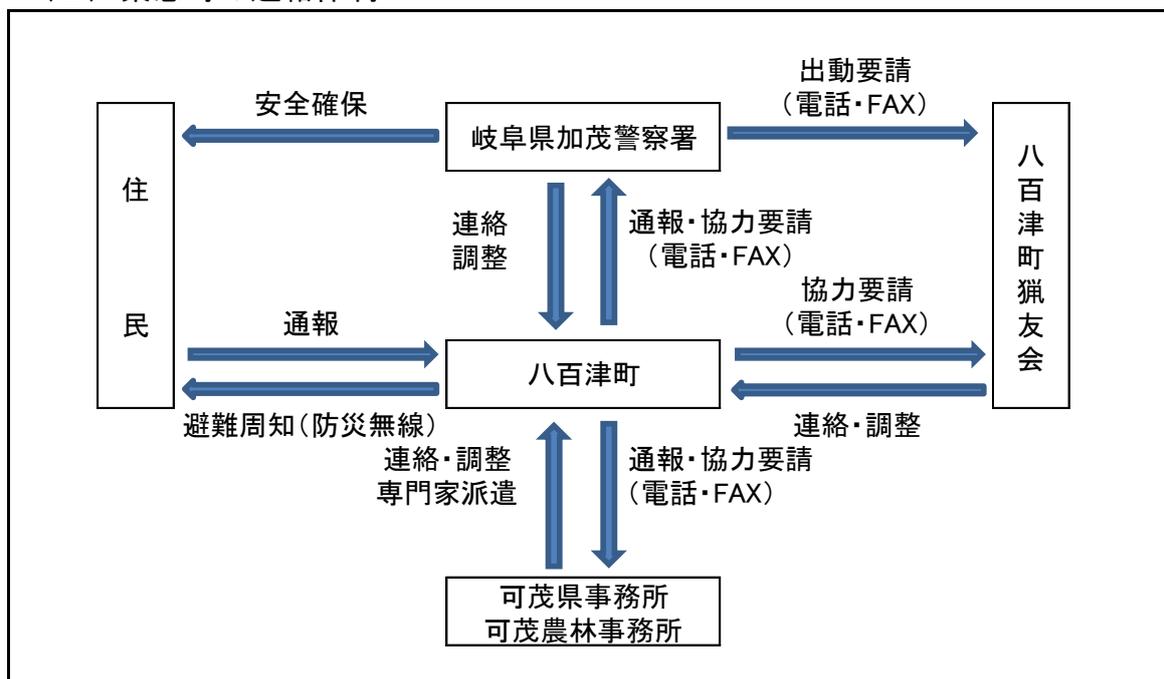
関係機関等の名称	役割
八百津町猟友会	緊急時、平常時を問わず被害対策にあたる。
八百津町	捕獲活動への協力、住民への周知、県、警察への通報、協力要請を行う。
岐阜県可茂県事務所 環境課	専門家の派遣や近隣市町村との連絡・調整にあたる。
岐阜県加茂警察署	捕獲活動への協力、住民の安全確保に努める。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋却処分のほかジビエ（食肉解体処理施設）として利活用。  
また、捕獲者各自で適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣は、一部ジビエ（食品）として利用する。 今後、捕獲した鳥獣のペットフード、皮革、その他の利用等について調査・検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備予定なし
---------------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設の整備予定がないため、人材育成の予定なし
----------------------------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八百津町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
八百津町	鳥獣被害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
八百津町猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
八百津町農業委員会	各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。
八百津町森林組合	有害鳥獣関連情報の情報提供を行う。
めぐみの農業協同組合 八百津支店	被害状況等の把握と営農指導、情報提供を行う。
岐阜県農業共済組合 (中濃支所)	被害状況等の把握と営農指導、情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂農林事務所農業振興課	被害防止捕獲、被害防止対策に関する助言と情報提供
岐阜県可茂県事務所 環境課	被害防止捕獲、被害防止対策に関する助言と情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置に向けて検討中

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案を行うに当たり、地域住民、関係機関と連携し、その参画のものと、積極的な獣害対策を推進していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入
- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。